



認定農業者に対する支援一覧



令和4年4月

区分	内容	相談等機関
機械・施設等の整備助成 (注)整備内容や面積要件等により補助対象外となる場合があります。	◆担い手支援事業 認定農業者が、経営規模の拡大や生産効率の向上等を目的として機械等の導入を行う場合、その経費の10分の3以内(上限150万円※集落営農組織は320万円)の範囲で助成します。	市農政課 電話：027-898-6708 (集落営農) 6707 (園芸農家) 6705 (畜産農家)
	◆堆肥活用農機具導入事業 認定農業者が、堆肥の生産や利活用により耕畜連携を図ることを目的として機械の導入を行う場合、その経費の10分の3以内(上限150万円)の範囲で助成します。	市農政課 電話：027-898-6705
農業経営基盤強化促進法等による農用地の利用集積支援	農地の貸し借り、売買などの利用調整を行い、利用権設定などにより経営規模の拡大支援を行います。また、一定の要件を満たした場合には、登録免許税の減額や、譲渡所得税の控除を受けることが出来る農地取得の手続きを支援します。	農業委員会事務局 電話：027-898-6733
税制上の特別措置(農業経営基盤強化準備金)	青色申告を行う認定農業者が、交付金等を準備金として積み立て、その積立分について必要経費(損金)に算入、また、準備金を取り崩して農業用固定資産を取得した場合、その取崩額の範囲内で圧縮記帳できます。	関東農政局群馬支局経営所得安定対策チーム 電話：027-221-2685 関東農政局(代表) 電話：048-600-0600
低利の資金融資	農業経営改善計画に即して規模拡大や機械導入等の経営展開を図るのに必要な資金の融資を受けることができます。 ・農業近代化資金(認定農業者向け資金) ・(株)日本政策金融公庫資金 (農業経営基盤強化資金(スーパーL) 農林漁業セーフティネット資金)	前橋市農業協同組合 (株)日本政策金融公庫前橋支店 電話：027-243-6061 フリーコール：0120-154-505
農業者年金の政策支援	青色申告を行っているなど一定の要件を満たす方には、農業者年金保険料の国庫補助(月額最高1万円)の支援が受けられます。	農業委員会事務局 電話：027-898-6733